

対応待ったなし！

# 消費税軽減税率導入セミナー

10月1日から、消費税率8%から10%へ上げられますが、食料品等には8%の軽減税率制度が適用されます。それにより、8%、10%といった複数の税率が存在するために混乱が生じ、経理処理の事務作業増加などの新たな負担が増えることも予想されます。自社の経営への影響を確認して、早めに準備に取り掛かりましょう！

受講料  
受無

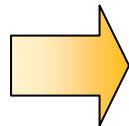
「何をしたらいいの？」

「実際はどうなるの？」

「この場合は8%？」

8%?

10%?



## 疑問を一気に解決！！

消費税の仕組みを今一度おさらい！

- ◆このような場合どちらの税率？
- ◆そもそも軽減税率とは？
- ◆税抜？税込？価格表示や店頭での工夫点
- ◆請求書様式の変更～区分記載請求書とは？
- ◆インボイス制度導入を見据えた対応策

◆講師◆

株式会社 I A C  
代表取締役  
中小企業診断士



秋島 一雄 氏

大手総合商社で営業、米国、インドネシア、タイでの海外駐在を経験。その後半導体メーカー勤務を経て2006年(株)IAC設立。全国の商工会議所や商工会、自治体、中小企業大学校等での講演実績も豊富。

日本商工会議所消費税転嫁対策窓口等事業実施ワーキンググループメンバー。

日時 令和元年 **9月12日(木)**

14:00～16:00

場所 長門商工会議所3階大研修室

定員 50名(定員になり次第締め切ります)

申込 **下記受講申込書に必要事項を記入の上、FAXまたはお電話にてお申込み下さい。**

お申込・お問合せ/長門商工会議所 中小企業相談所 TEL 0837-22-2266 FAX 0837-22-6490

< 受講申込書 >

切り取らずにA4サイズで送信ください

事業所名			
事業所所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
受講者名			

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講座開催における本人確認、参加者申込書作成及び講習会に関する連絡の目的のみ使用致します。